

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当たるとは、
その翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(社会課)

生活保護法による医療機関の変更(〃)

生活保護法による診療所の廃止(〃)

クリーニング業務従事者に対する講習の指定(衛生課)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

結核予防法による医療機関の指定の辞退(〃)

保安林の指定予定(森林保全課)

保安林の指定の解除予定(二件)(〃)

海面における漁業の免許(水産課)

内水面における共同漁業の免許(〃)

公有水面埋立ての免許の出願(漁港課)

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公 告 保母試験の合格者(児童家庭課)

◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)

告 示

鳥取県告示第七百三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成五年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------|----------------|------------|
| 官崎内科医院 | 鳥取市吉成二丁目一四一三三 | 平成五年七月二十七日 |
| 医療法人社団松田医院 | 日野郡日野町根雨二二九 | 〃 |
| もとむら眼科医院 | 鳥取市湖山町東五丁五四〇一七 | 平成五年八月二日 |
| 阿曾皮膚科クリニック | 境港市上道町三三一八一 | 平成五年八月十日 |
| 医療法人社団よしだ内科医院 | 鳥取市湖山町北六丁目四四八一 | 平成五年八月二十三日 |
| ますだ耳鼻いんこう科 | 倉吉市駄経寺町二四五 | 平成五年八月二十四日 |
| 岡齒科医院 | 日野郡日野町根雨四四八 | 平成五年七月二十七日 |

| | | |
|-------------------|----------------------|------------|
| 宮崎齒科医院 | 鳥取市吉成二丁目一四一三一 | " |
| 薬局レセータ | 米子市中島三九一一 | 平成五年七月十三日 |
| 島田産業有限会社 社米子店 | 米子市東倉吉町六四 | " |
| てらもと薬局 | 境港市渡町一四四七一四 | " |
| 安田薬局 | 米子市大篠津町五五一 | 平成五年七月二十七日 |
| 有限会社社こやま 薬局東支店 | 鳥取市湖山町東五丁目五〇四 一二〇 | " |
| 有限会社平福薬 局 | 西伯郡中山町中七五八一 〇 | " |
| つくし薬局 | 米子市旗ヶ崎七丁目三三二 三 | " |
| 門脇薬局 | 西伯郡大山町末長二八三三三 | 平成五年八月十日 |
| くすりマルイ | 米子市車尾四七一 | " |
| 法橋薬局 | 米子市明治町二〇一 | " |

鳥取県告示第七百三十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成五年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 変 更 年 月 日 |
|---------|---------------|------------|
| 延寿堂漢方薬局 | 米子市富士見町二丁目一一五 | 平成元年二月二十四日 |

鳥取県告示第七百三十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成五年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|----------------|---------------------|------------|
| 松田医院 | 日野郡日野町根雨二二九 | 平成五年六月三十日 |
| 阿曾皮膚科クリ ニック | 境港市上道町三三一八一 | " |
| 宮崎内科医院 | 鳥取市吉成二丁目一四一三三 | 平成五年七月一日 |
| よしだ内科医院 | 鳥取市湖山町北六丁目四四八 一一 | 平成五年七月三十一日 |

| | | |
|---------------|---------------|------------|
| 増田耳鼻咽喉科 医院 | 倉吉市宮川町二五六―四 | 平成五年八月一日 |
| 岡齒科医院 | 日野郡日野町根雨四四八 | 平成元年八月三十一日 |
| 宮崎齒科医院 | 鳥取市吉成二丁目一四―三一 | 平成五年七月一日 |

鳥取県告示第七百三十五号

次の研修を、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修（以下「クリーニング師の研修」という。）の補講として指定したので、告示する。

なお、この研修は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第八条の十七第一号に規定する講習である。

平成五年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 主催者の名称及び所在地
財団法人全国環境衛生営業指導センター
東京都新宿区四谷四丁目三
- 二 開催年月日、会場の名称及び所在地並びに受講予定人員

- 三 受講資格
平成四年度にクリーニング師の研修を修了した者であること。
- 四 受講料 三千円

鳥取県告示第七百三十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成五年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | |
|--------------------|------------------|-----------------------|---------------|
| 開催年月日 平成五年九月十九日 | 会 場 | | 受講予定人員 六〇人 |
| | 名 称 鳥取市福祉文化会館 | 所 在 地 鳥取市西町二丁目三一―一 | |

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|-----------------|-----------|
| 鳥田産業有限会社米子店 | 米子市東倉吉町六四 | 平成五年九月八日 |
| 医療法人社団松田医院 | 日野郡日野町根雨二二九 | " |
| 法橋薬局 | 米子市明治町二〇―一 | " |
| つくし薬局 | 米子市旗ヶ崎七丁目二三―一二三 | " |

| | | |
|-------------------|---------------------|---|
| もとむら眼科 院 | 鳥取市湖山町東五丁目五〇四 一七 | 〃 |
| みなと薬局鳥取 店 | 鳥取市立川町五丁目四一 | 〃 |
| 医療法人社団よ しだ内科医院 | 鳥取市湖山町北六丁目四四八 一一 | 〃 |
| ナガイ薬局 | 西伯郡岸本町大殿六一八 | 〃 |

鳥取県告示第七百三十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成五年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 辞 退 年 月 日 |
|---------|---------------------|-----------|
| 松田医院 | 日野郡日野町根雨二二九 | 平成五年九月七日 |
| よしだ内科医院 | 鳥取市湖山町北六丁目四四八 一一 | 〃 |

鳥取県告示第七百三十八号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林

西伯郡日吉津村大字富吉一三三二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百三十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡日吉津村大字富吉一二七七の一六、一二七七の一〇・一二七八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字小水谷一二二五の一・字小田又一二二六の一から一二二六の三まで・一一二八・一一二九・字奥山東平一一四一の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定に基づき、平成五年九月一日海面における漁業を次のとおり免許した。

平成五年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許番号

海共第一号

2 漁業権者の住所及び名称

代表者 岩美郡岩美町大字大谷二一八二一四七〇

網代港漁業協同組合

共有者 岩美郡岩美町大字大羽尾三四六一三七

東漁業協同組合

岩美郡岩美町大字浦富二五三九一―一五

浦富漁業協同組合

岩美郡岩美町大字田後六八

田後漁業協同組合

岩美郡福部村大字岩戸一二二一八

福部村漁業協同組合

3 免許の内容

平成五年八月鳥取県告示第六百五十三号(海面における漁場ごとの漁業権の免許の内容たるべき事項等)について。以下「県告示」という。の1の2のとおり

4 制限又は条件

なし

5 存続期間

平成五年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

二1 免許番号

海共第二号

2 漁業権者の住所及び名称

代表者 鳥取市賀露町一五三九一―一九

賀露漁業協同組合

共有者 気高郡気高町大字酒津三七一―二七

酒津漁業協同組合

気高郡気高町大字八束水二七六六

浜村漁業協同組合

3 免許の内容

県告示の二の2のとおり

4 制限又は条件

なし

5 存続期間

平成五年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

三1 免許番号

海共第三号

2 漁業権者の住所及び名称

代表者 東伯郡泊村大字泊一五七三

泊村漁業協同組合

共有者 気高郡青谷町大字青谷二〇二二

夏泊漁業協同組合

気高郡青谷町大字長和瀬四五―一

青谷町漁業協同組合

東伯郡北条町大字弓原六〇三

中部漁業協同組合

3 免許の内容

県告示の三の2のとおり

4 制限又は条件

なし

5 存続期間

平成五年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

四1 免許番号

海共第四号

2 漁業権者の住所及び名称

東伯郡北条町大字弓原六〇三

中部漁業協同組合

3 免許の内容

県告示の四の2のとおり

4 制限又は条件

地びき網漁業の操業に支障のない限り、他種漁業の操業を拒んでは
ならない。

5 存続期間

平成五年九月一日から平成十年八月三十一日まで

五1 免許番号

海共第五号

2 漁業権者の住所及び名称

代表者 西伯郡名和町大字御来屋九九九

御来屋漁業協同組合

共有者 東伯郡赤碓町大字赤碓一七三五

赤碓町漁業協同組合

西伯郡中山町塩津三九五―四

中山漁業協同組合

西伯郡淀江町大字淀江九九二―二一

淀江漁業協同組合

3 免許の内容

県告示の五の2のとおり

4 制限又は条件

なし

5 存続期間

平成五年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

六1 免許番号

海共第六号

2 漁業権者の住所及び名称

米子市灘町一丁目

米子市漁業協同組合

3 免許の内容

県告示の六の2のとおり

4 制限又は条件

地びき網漁業の操業に支障のない限り、他種漁業の操業を拒んでは
ならない。

5 存続期間

第一種共同漁業 平成五年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

で

第三種共同漁業 平成五年九月一日から平成十年八月三十一日まで

七1 免許番号

海共第七号

2 漁業権者の住所及び名称

- | | |
|--|--|
| <p>境港市中野町三三〇五 境港市漁業協同組合</p> <p>3 免許の内容 県告示の七の2のとおり</p> <p>4 制限又は条件 なし</p> <p>5 存続期間 平成五年九月一日から平成十五年八月三十一日まで</p> <p>八1 免許番号 海共第八号</p> <p>2 漁業権者の住所及び名称 境港市中野町三三〇五 境港市漁業協同組合</p> <p>3 免許の内容 県告示の八の2のとおり</p> <p>4 制限又は条件 地びき網漁業の操業に支障のない限り、他種漁業の操業を拒んでは ならない。</p> <p>5 存続期間 平成五年九月一日から平成十年八月三十一日まで</p> <p>九1 免許番号 海区第一号</p> <p>2 漁業権者の住所及び名称 境港市中野町三三〇五</p> | <p>境港市漁業協同組合</p> <p>3 免許の内容 県告示の九の2のとおり</p> <p>4 制限又は条件 なし</p> <p>5 存続期間 平成五年九月一日から平成十年八月三十一日まで</p> <p>十1 免許番号 海区第二号</p> <p>2 漁業権者の住所及び名称 気高郡青谷町大字青谷二〇二二 夏泊漁業協同組合</p> <p>3 免許の内容 県告示の十の2のとおり</p> <p>4 制限又は条件 なし</p> <p>5 存続期間 平成五年九月一日から平成七年八月三十一日まで</p> <p>十一1 免許番号 海区第三号</p> <p>2 漁業権者の住所及び名称 東伯郡泊村大字泊一五七三 泊村漁業協同組合</p> <p>3 免許の内容</p> |
|--|--|

県告示の十一の2のとおり

4 制限又は条件

なし

5 存続期間

平成五年九月一日から平成七年八月三十一日まで

三1 免許番号

海区第四号

2 漁業権者の住所及び名称

西伯郡淀江町大字淀江九九二一一

淀江漁業協同組合

3 免許の内容

県告示の十二の2のとおり

4 制限又は条件

なし

5 存続期間

平成五年九月一日から平成七年八月三十一日まで

鳥取県告示第七百四十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定に基づき、平成五年九月一日内水面における共同漁業を次のとおり免許した。

平成五年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一1 免許番号

内共第一号

2 漁業権者の住所及び名称

八頭郡河原町大字長瀬三四一五

千代川漁業協同組合

3 免許の内容

平成五年八月鳥取県告示第六百八十三号（内水面における共同漁業の免許の内容たるべき事項等について。以下「県告示」という。）の一の2のとおり

4 制限又は条件

なし

5 存続期間

平成五年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

二1 免許番号

内共第二号

2 漁業権者の住所及び名称

倉吉市大平町一〇三一二

天神川漁業協同組合

3 免許の内容

県告示の二の2のとおり

4 制限又は条件

なし

5 存続期間

平成五年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

- 三 1 免許番号
内共第三号
- 2 漁業権者の住所及び名称
米子市熊党三二三―一
- 3 日野川水系漁業協同組合
- 3 免許の内容
県告示の三の2のとおり
- 4 制限又は条件
なし
- 5 存続期間
平成五年九月一日から平成十五年八月三十一日まで
- 四 1 免許番号
内共第四号
- 2 漁業権者の住所及び名称
鳥取市湖山町南一丁目九六九―五
- 3 湖山池漁業協同組合
- 3 免許の内容
県告示の四の2のとおり
- 4 制限又は条件
なし
- 5 存続期間
平成五年九月一日から平成十五年八月三十一日まで
- 五 1 免許番号
内共第五号

2 漁業権者の住所及び名称
東伯郡羽合町大字上浅津二二三―二〇
東郷湖漁業協同組合

3 免許の内容
県告示の五の2のとおり

4 制限又は条件
なし

5 存続期間
平成五年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

鳥取県告示第七百四十三号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び淀江町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成五年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所
鳥取県
鳥取県知事 西尾邑次
鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

西伯郡淀江町大字今津字濱田二六七一七、二六七一〇及び二九二に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑧の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑧の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 淀江漁港北防波堤灯台（北緯三五度二七分三八秒東経一三三度二五分四四秒）から五二度三五分四一秒三三・一三メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から九七度三七分四三秒八〇・〇九メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一九二度一分一九秒八・四〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二七七度三七分四五秒五三・四二メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二六〇度四七分二八秒六・一七メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二六六度二分一八秒一八・七〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三五六度一八分五八秒五・四二メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から八六度一四分九秒〇・九九メートルの地点

(三) 面積

三 埋立てに関する工事の施工区域

七〇九・八一平方メートル

(一) 位置

西伯郡淀江町大字今津字濱田二六七一七、二六七一〇及び二九二に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からオの地点までを順次に直線で結んだ線及びオの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 淀江漁港北防波堤灯台（北緯三五度二七分三八秒東経一三三度二五分四四秒）から五度五六分二二秒一四三・七四メートルの地点
- イの地点 アの地点から一〇二度一九分二五秒一二三・三一メートルの地点
- ウの地点 イの地点から一九二度二分三七秒一三三・五一メートルの地点
- エの地点 ウの地点から二七七度三九分二一秒八四・五三メートルの地点
- オの地点 エの地点から三五六度二五分四五秒五六・三二メートルの地点

(三) 面積

一三、七三一・七六平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

相原泉 廣橋弥生 赤坂知映
 和田美幸 八木加代子 中村美和泉
 野坂和代

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48
 年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の
 第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、
 その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法
 律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、
 平成5年9月28日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成5年9月14日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 筈 篤

○法第5条第1項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称及び住所
株式会社サンローズ
米子市東福原839-1
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
エキサイトインゾグタウン丸合五千石店

米子市福市1676

3 開店日

平成6年2月2日

4 店舗面積

1,920㎡

5 主として販売する物名の種類

衣料品、雑貨、家庭用品及び身のまわり品